

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（FIT 売電可）導入事業費補助金

地球温暖化の防止を推進するために、太陽光発電システムと蓄電設備を同時設置する市民に対して、補助金を交付します。

<補助金額> ※1,000円未満は切捨て

太陽光発電システム	1kw あたり 1万円（上限 4万円 ）
蓄電設備	1kwh あたり1.7万円（上限 10.2万円 ）

<対象者>次の要件をすべて満たす人

亀岡市内に住所を有している人
自ら居住している市内の住宅に電力を供給する目的で、太陽光発電システムと蓄電設備を同時に設置している人
電力会社と受給契約を締結している人 ※契約内容が確認できる書類（再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内）の発行日から6か月以内に申請してください
亀岡市の市税を滞納していない人
今までに、同じ住宅において、この補助金の交付を受けていない人
その他、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（FIT 売電可）導入事業費補助金交付要綱に記す要件を満たす人

<対象システム>次の要件をすべて満たすもの

■太陽光発電システム
住宅の屋根などへの設置に適しているもの
電力会社の低圧配電線と逆潮流有りで連結しているもの
太陽電池モジュールの最大出力値が2kw 以上 10kw 未満 であるもの

■蓄電設備
太陽光発電システムが発電する電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されているもの
蓄電池の容量が1kwh 以上であるもの

■太陽光発電システムと蓄電設備で共通するもの
未使用品であるもの
性能・安全性において中立・公正な第三者機関から認証を受けているもの
建築物の総床面積の2分の1以上が居住（自ら居住）の用に供されているもの

（裏面あり）

＜申込方法＞次の書類を、開庁日に市役所1階8番窓口の環境政策課まで直接提出してください※その他の方法では受付できません（郵送、メール不可）

補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）
住民票（コピー不可、3ヶ月以内のものを添付）
工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し（ 新築の場合は太陽光発電システム及び蓄電池の設置が分かる金額の内訳等 を添付）
太陽光発電システム及び蓄電池設置に係る領収書の写し （支払いがローンの場合は、ローン契約書の写し）
太陽光発電システム及び蓄電池の設置場所及び設置状況が確認できる写真（太陽光発電システムそのものの写真、蓄電池そのものの写真、 家全体の写真 ）
電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し（ 再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内 ）
蓄電設備の規格、型式、蓄電容量など仕様が分かる書類の写し（カタログの写しなど）
亀岡市の市税の完納証明書 （コピー不可、3ヶ月以内のものを添付、税務課で取得可）
太陽光発電システムの 出力対比表
同意書（申請者と住宅の所有者が異なる場合や所有者が申請者以外にもおられる場合）

※訂正用の印鑑（朱肉のもの、認印可）をお持ちください

制度の内容や要件など詳しくは市ホームページをご覧ください。

家庭向け自立型再生可能エネルギー（FIT 売電可）導入事業補助金



※お問い合わせは、市役所1階8番窓口 環境政策課（25-5023）まで